

1. 法律と過疎地指定

【法律】 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（R3～12、10年間）

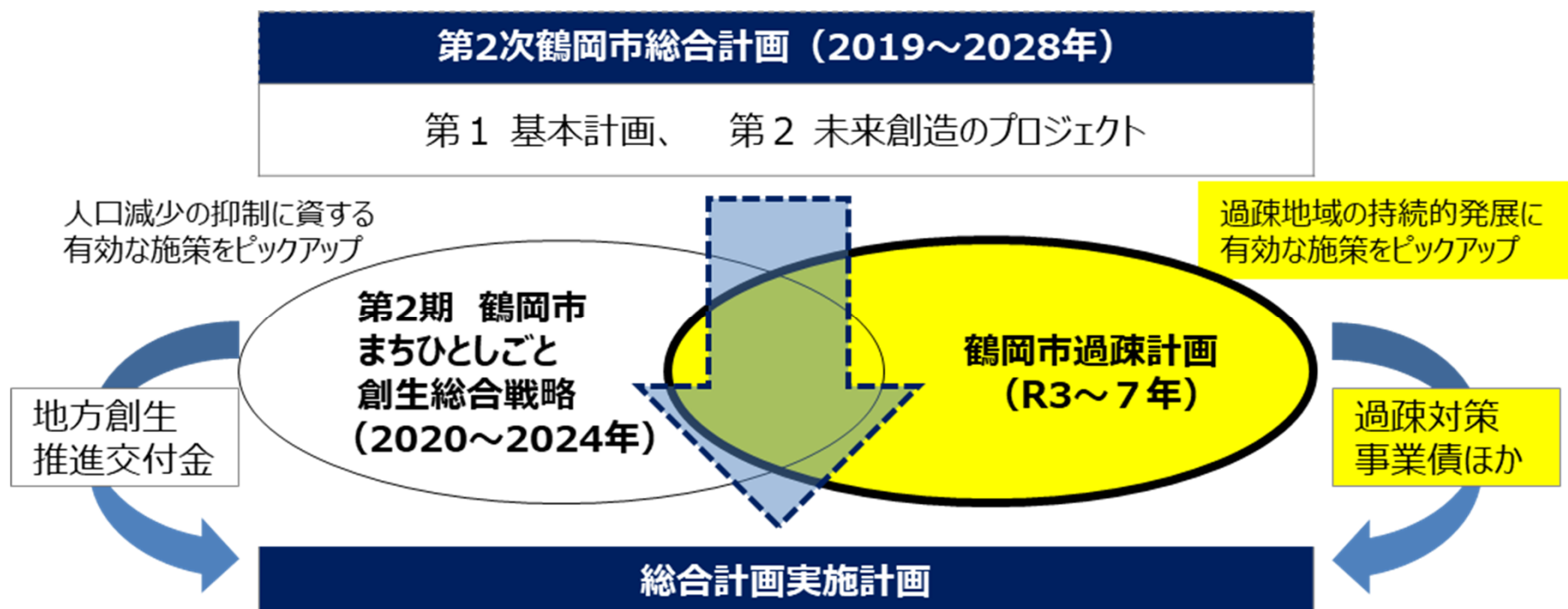
【指定】 みなし過疎（但し、一部過疎地域としては、これまでの朝日・温海に、藤島が追加）

2. 市過疎計画の名称と期間

鶴岡市過疎地域持続的発展計画（R3～7、5年間）

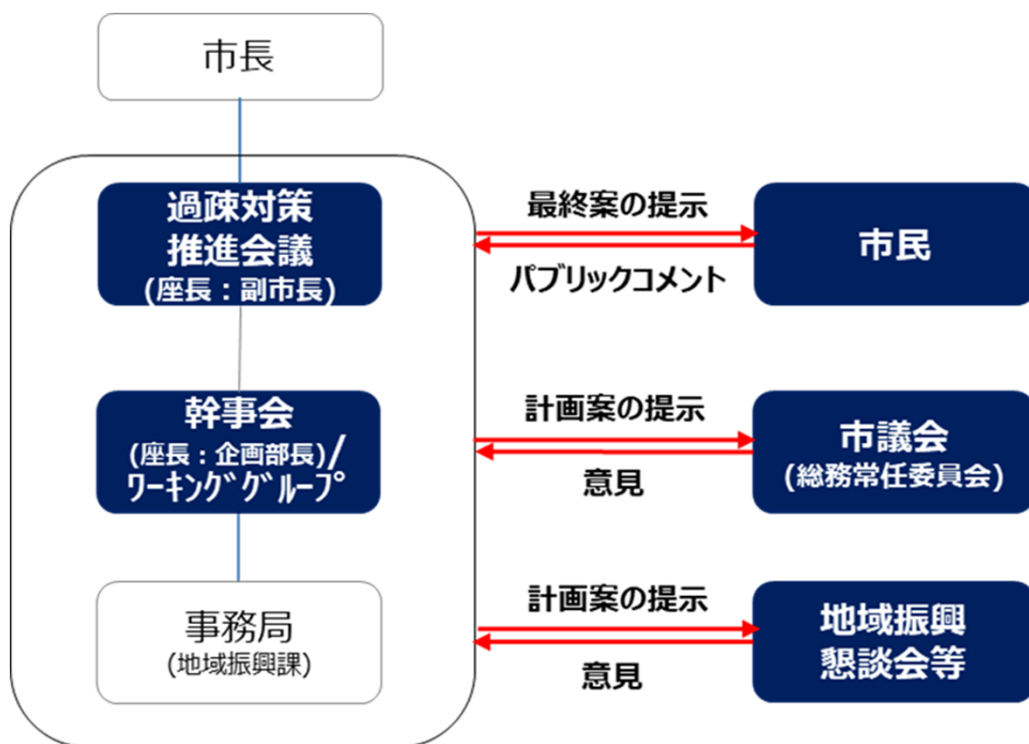
3. 市過疎計画の位置付け

鶴岡市総合計画を上位計画とし、一部過疎地域である藤島・朝日・温海地域をはじめ、過疎対策は全市的な課題として捉え、過疎地域の持続的発展に資する事業計画として策定していく。



4. 検討体制

過疎対策推進会議（庁内会議、座長：副市長）を中心に最終案を作成し、市議会（総務常任委員会）や地域振興懇談会及びパブコメを通じて、市民からも意見を伺い、計画に反映して参ります。



5. これまでの経過と今後のスケジュール

市過疎計画はR3～7年度の期間とし、R3.9月議会への上程を予定しております。

- 4/1(木) 法律施行
- 4/21(水) 総務常任委員会協議会での説明（概要説明）
- 4/26(月) 担当者向説明会（国→県・市）
- 6/21(月) 第1回過疎対策推進会議（素案）
- 6/22(火) 総務常任委員会協議会での説明（素案）
- 6/下～7/上 地域振興懇談会**
※6/29(火)温海、藤島、7/5(月)羽黒、
7/8(木)櫛引、7/9(金)朝日
- 7/中 第2回過疎対策推進会議・幹事会
（最終案の決定）
総務常任委員会（最終案の報告）
並行して、県への事前協議
- 7/下～8/上 パブリックコメント
- 8/上 県への正式協議
- 8/中 9月定例会議案送付

6. 市過疎計画における基本方針

※県が策定する過疎地域持続的発展方針（6月末には出される見込）に基づき、市町村の基本方針を定めることになっている。

持続的発展に必要な視点
（継続）

新たな潮流への対応
（施策の切り口）

これまでの過疎対策の基本方針を再編	ア 住民の暮らしと安全安心の確保	工 人の流れの創出と 新たな担い手の育成	オ デジタル技術の活用
	イ 地域資源を活用した魅力の創造		
	ウ 集落の維持・活性化と広域化による対応		

過疎地域の自立に向けた持続的発展を目指す

7. 市過疎計画の枠組み

※過疎対策のが実効性を高めるため、目標及び達成状況の評価が追加されている

法第4条に掲げる目標	計画の区分	事業名(施設名)
	1 基本的な事項	
①移住定住、地域間交流の促進、地域社会の担い手となる人材の育成による、 多様な人材の確保・育成	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住、地域間交流の促進、人材育成
②企業立地の促進、産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、情報通信産業の振興、観光の開発等による、 産業振興と安定的な雇用機会の拡充	3 産業の振興	農業、林業、水産業、工業、商業、雇用・労働、観光、その他、産業振興促進事業
③通信施設等の整備、情報通信技術の活用による、 過疎地域の情報化	4 地域における情報化	情報通信基盤
④交通施設の整備、日常的な移動のための交通手段の確保による、 交通機能の確保と向上	5 交通施設の整備、交通手段の確保	市道、農林道、交通
⑤生活環境整備、子育て環境の確保、保健・福祉の向上、医療の確保、教育の振興等による、 生活の安定と福祉の向上	6 生活環境の整備	水道、下水道、消防、火葬場、市営住宅、公園・緑地、克雪、空き家、老朽化施設、生活環境、廃棄物・リサイクル、防災、防犯・交通安全
	7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、母子保健、健康増進
	8 医療の確保	地域医療
	9 教育の振興	学校教育、生涯学習、スポーツ
⑥基幹集落の整備等による、 地域社会再編成の促進	10 集落の整備	集落対策と広域コミュニティ化
⑦景観整備、地域文化の振興、再生可能エネルギーの利用等による、 個性豊かな地域社会の形成	11 地域文化の振興等	文化資源・芸術文化
	12 再生化のエネルギーの利用の促進	再生可能エネルギー

■方向性

過疎地域の課題を踏まえた生活環境の整備を進めていくことで、条件不利により生じる生活格差の是正を図りつつ、将来にわたり、安全安心して生き生きと暮らし続けられる地域づくりを進めていく。

■該当区分

「5 交通施設の整備、交通手段の確保」、「6 生活環境の整備」、「7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「8 医療の確保」、「9 教育の振興」

■主な事業

【道路】 道路・橋梁新営改良事業（P64～66）

（市民生活に密着した生活道路等の整備や、老朽化した橋梁の補修や架け替え等を実施する。）

【除雪】 除雪対策事業、除雪機械整備事業（P66）

（道路及び公共施設の除雪を行い、交通を確保し、市民生活の安定を図る）

【交通】 交通輸送対策事業（P71）

（路線バス、藤島地域のデマンド交通、西郷地区のボランティア輸送温海地域乗合タクシーへの支援、羽黒及び朝日地域の市営バスの運行、路線バス運行事業者の車両更新経費への支援等、市民の生活交通の確保を図る）

【ごみ】 一般廃棄物最終処分事業（P95）

（新たな最終処分場の令和3年度の完成に向けて、建設工事を行うとともに、浸出水の下水道接続のための排水管整備を進める）

【防災】 災害に強いまちづくり事業、（P98）

（県が指定・公表した「津波災害警戒区域」について、基準水位を表示したハザードマップを作成する）

【医療】 診療所運営事業（P118）

（国民健康保険直営診療所及び休日夜間診療所を運営し、医療体制を確保する）

■方向性

豊かな自然や森林資源、田園、川や海の水産資源、そして歴史や文化、伝統の技術や知恵、さらには個性豊かな地域の環境など、それらすべての地域資源を最大限に活用した新たな価値と魅力の創造を目指す。

■該当区分

「3 産業の振興」、 「1 1 地域文化の振興等」、 「1 2 再生可能エネルギーの利用の促進」

■主な事業

【農業】 農業6次産業化推進事業（P34）

（県事業や市独自の支援策による加工品開発や加工拠点施設の整備など農業の6次産業化に向けた取組を支援する）

【林業】 森林整備支援事業（P38）

（間伐実施推進事業補助金など）

【水産業】 庄内浜水産物消費拡大推進事業（P42）

（庄内浜ブランド創出協議会による庄内浜産水産物のブランド化や、低利用魚を含む地魚の付加価値向上の取組を支援する）

【商工業】 新産業創出基盤整備事業（P46）

（慶應先端研の研究機能・成果を生かした地元企業との共同研究及び新産業の開拓を進めるほか、バイオ産業集積の取組を進める）

【観光】 鶴岡DMO支援事業（P55）

（一般社団法人DEGAM鶴岡ツーリズムビューローが行う観光戦略、マーケティング、情報発信、旅行商品開発等の取組を支援する）

【文化】 食文化創造都市推進事業（P137）

（「つるおかおうち御膳」のリニューアル、食文化アカデミーの開催を通じた料理人育成、生産者と料理人を繋ぐフィールドスタディ等を実施する）

■方向性

多様な世代が地域づくり活動を通じて、地域に誇りを持ち、自らが主体となって、地域の課題に取り組む仕組や体制を構築していくとともに、次世代に向けた地域づくりを担う人材を育成し、持続可能な地域づくりを推進していく。

■該当区分

「10 集落の整備」

■主な事業

- ・ 過疎対策推進事業（P132）
（支援員や協力隊の配置など）
- ・ 地域コミュニティ推進事業（P132）
（総合交付金等の交付金やコミュニティ支援員の配置など）
- ・ 生活支援体制整備事業（P132）
（生活支援コーディネーターの配置など）
- ・ コミュニティセンター管理・改修・整備事業（P132～133）

8 基本方針と主な事業 (エ 人の流れの創出と新たな担い手の育成)

■方向性

移住希望者への情報発信や、都市部との連携・交流などの新たな人の流れをつくっていく。また、地域の新たな担い手として、関係人口にも注目し、地域住民との交流や地域活動への参加など、地域との関わりを創っていく。

■主な事業

- ・ 移住・定住推進事業
(相談体制整備、情報発信、移住・定住サポート)
- ・ リモートワーク・ワーケーション推進支援事業
(新しい生活様式に対応した安全安心なワーケーションを推進するため、関係団体の活動を支援するとともに、誘致に向けた情報発信を行う)
- ・ 新産業創出基盤整備事業
(慶應先端研の研究機能・成果を生かした地元企業との共同研究及び新産業の開拓を進めるほか、バイオ産業集積の取組を進める)
- ・ 食文化創造都市推進事業
(「つるおかおうち御膳」のリニューアル、食文化アカデミーの開催を通じた料理人育成、生産者と料理人を繋ぐフィールドスタディ等を実施する)

8 基本方針と主な事業 (オ デジタル技術の活用)

■方向性

「鶴岡市SDG s 未来都市デジタル化戦略有識者会議」における検討を踏まえ、特に、条件不利地域である中山間部に必要な住民サービスの拡充に向けて、ICT活用の可能性を検討・実証していく。

■主な事業

- ・ 「鶴岡市SDG s 未来都市デジタル化戦略有識者会議」における検討
- ・ マイナンバーを活用した行政手続のオンライン化
(マイナンバーカード取得及びそれを活用した各種手続のオンライン化)
- ・ 分野ごとのICT活用の検討・実証
(「鶴岡子育てアプリ」や「ごみ分別アプリ」など)

単位：千円

		H28	H29	H30	R01	R02（見込み）
起債借入額		202,200	409,600	1,914,600	5,135,500	4,721,500
過疎債 ハード	主な事業 （【】：地区）	道路公共事業 【朝/温】 97,600	田川コミセン整備 【準重点】 230,500	ごみ焼却施設整備 【全】 994,100	ごみ焼却施設整備 【全】 2,506,900	ごみ焼却施設整備 【全】 3,202,500
		橋梁整備事業 【温】 36,500	道路公共事業 【朝/温】 96,100	最終処分場整備 【全】 454,500	最終処分場整備 【全】 1,749,000	最終処分場整備 【全】 971,900
		漁港改良事業 【温】 26,200	漁港改良事業 【温】 20,600	羽黒第四地区地域活動センター改修 【羽】 162,500	屋内多目的運動場整備 【全】 621,400	屋内多目的運動場整備 【全】 339,800
		田川コミセン整備 【準重点】 10,000	スクールバス購入 【朝】 11,900	道路公共事業 【朝/温】 91,400	消防設備整備（救助工作車） 【全】 104,100	道路公共事業 【朝/温】 113,500

		220,400	289,900	269,800	305,800	253,300
起債借入額		220,400	289,900	269,800	305,800	253,300
過疎債 ソフト	主な事業 （【】：地区）	温泉街未利用熟活用事業 【全】 75,000	バス路線維持対策 【朝・温】 67,200	バス路線維持対策 【朝・温】 64,600	所有者不在空き家除却 【全】 118,200	バス路線維持対策 【朝・温】 83,600
		バス路線維持対策 【朝・温】 71,200	保育園通園補助 【朝/温】 27,000	田川コミセン整備（解体） 【田】 40,700	バス路線維持対策 【朝・温】 84,900	診療施設勘定繰出金 【朝】 12,900
		豊かな海づくり大会事業 【全】 30,000	市有財産管理（解体） 【全】 25,600	診療施設勘定繰出金 【朝】 19,600	保育園通園補助 【朝/温】 26,900	保育園通園補助 【朝/温】 26,200
	基金積立		市有財産管理（基金積立） 【全】 152,100	市有財産管理（基金積立） 【全】 82,200		市有財産管理（基金積立） 【全】 73,100
（参考）	限度額 （各年度ごと定額）	288,000	295,400	297,100	298,900	305,800

※R01は限度額超の起債可能額を確保